

大蔵委員会議録 第二十三号

昭和三十年六月二十二日(水曜日)

午前十四時四十五分開議

出席委員

委員長

委員

出席政府委員

大蔵事務官

(主税局長)

委員外の出席者

専門員

専門員

専門員

黒田

久太君

文也君

藤枝

泉介君

渡邊喜久造君

石山

權作君

利秋君

平岡忠次郎君

横山

英雄君

石村

木原津貞志君

井上

良二君

町村

金五君

出府政府委員

大蔵事務次官

藤枝

泉介君

渡邊喜久造君

石山

權作君

利秋君

平岡忠次郎君

横山

六月二十一日

地方公共団体の負担金の納付の特例  
に関する法律の一部を改正する法律  
案(加賀田進君外十名提出、衆法第  
二二号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六号)

租税特別措置法等の一部を改正する

法律案(内閣提出第四一號)

所得税法の一部を改正する法律案に

対する修正案(前尾繁三郎君外二十

五名提出)

法人税法の一部を改正する法律案に

対する修正案(前尾繁三郎君外二十

五名提出)

租税特別措置法等の一部を改正する

法律案に対する修正案(前尾繁三郎

君外二十五名提出)

○松原委員長 これより會議を開き

ます。

政府提出にかかる所得税法の一部を

改正する法律案、法人税法の一部を改

正する法律案、租税特別措置法等の一

部を改正する法律案の三法律案並びに

三法律案に対する前尾繁三郎君外二十

五名提出の修正案を一括議題として質

疑を続行いたします。石山權作君。

○石山委員 私、かつて民主党の予算

案に對しましては懸念をいたしました

して、大體了承したわけなんです

が、それ以後民自兩政党によつて予算案が

おびただしく修正を見たのでございま

す。当時の感じといたしまして、い

うところの計画經濟による地固めの予

算としては、三十年度予算というもの

は非常に力が弱い。この予算は一体ど

こを目途にしていくなか、われわれ

は不安に感じておつた。しかも民自兩

党によつて修正されたのを見ますと、

特に四百三十億を二つに割つて、二百

十億云々というやうなやり方は、古

風で、まことに腹がまえがよくていい

ように見えるけれども、少くとも私た

ちのように数字を扱つて、国の予算は

数字によつて運営されなければならぬ

というふうな考えの者から見ますと、

保守派の腹がまえといふものは、はな

はだ不安に感じてならないわけなん

でございます。それでその腹がまえが一

体どこにあつたのか、民自の修正のね

らつてるところは一体どこにあるか

というところを、この場合に御説明し

ていただきたい。

○福田委員 お答えします。お話

しの通り、この予算は民自兩党の主張

両方を取り入れてでき上つたものであ

ります。しかし結論を申し上げます

と、両方の主張のいいところを取り合

つてでき上つたというふうな御了承願

いたないのであります。私どもは、当

初、何とかして經濟を正常に戻したい

というために、財政においては均衡方

針をとり、従つて財政においては散布

超過、すなわち赤字を極力出さないよ

うにいたしました。自由党の編成いたし

ました昭和二十九年年度の予算におきま

しては、表面上は均衡であります

が、散布超過は実に二千億近くになつてお

ります。従ひまして、それだけの通貨

増発の要素を財政面から含んでいるわ

けであります。これをそのままにい

たしますれば、これは物価の騰貴とな

り、また輸出にも重大影響があります

ので、インフレ化を抑制するために

は、金融引き締め政策をとらなければ

ならぬ。昨年春の中小企業の倒産もま

た未曾有のレコードを示しました。不

渡り手形、これは金融引き締め政策に

よる影響が非常に大きかつたと思つて

であります。かかる事態をなくすの

ため、財政においては均衡方針

をとりませんが、財政面から資金散布

超過のおそれをなくし、金融方面にお

いては集まつた預金がそのまま貸し出

しに向け得る。すなわち金融正常化の

方向に持っていくべきです。私どもの当初

の考えにおきましては、だんだんとさ

ような努力を積み重ねまして、遠から

ず金融市場は、今までの貸し手のマー

ケットから借り手のマーケットという

ところまで持っていくべきだと思つて

に考へておつたのです。そこへ持つて

きて、御承知のごとく自由党から四百

三十億円の公債を發行し、歳出にこれ

を充てる。また減税を行い、さらに財

政投融資を拡大するという考へがあつ

たわけでありました。この自由党の考へ

方は、よく議論をいたしてみますと、

私どものたたいま申し上げました考へ

方とそう違つていない。その根底にお

きましては、大いに貯蓄を増強いたし

まして、その貯蓄の増強のためには減

税を行う。その減税のやり方も、貯蓄

の推進というところに重点を置いてや

る。また同時に投資を奨励するという

ようなことで、私どもが金融の正常

化、すなわち大いに貯蓄を伸ばし、そ

の貯蓄の力によりまして國策を遂行す

るといふこの考へ方と、根底において

全く違ひはないのです。そういう状況

であります。その話も、この話し合

ひも、もともと話のつくりとこの基礎

的な筋というものがあつたわけなので

あります。ただその經濟の見方に対す

る判断におきまして、一舉に拡大均衡

に向うべきか、あるいは地固めをさら

に続けて、しかる後に拡大に転ずべき

かという点におきまして違ひがあつた

わけでありまして、その間の調整をは

かりまして、今年には二百十五億、しか

も公債は、地固めでありまして發行

しない。また一兆円の予算は堅持す

る。さうなことで話ができました。

結論におきましては、冒頭におきまし

て申し上げたように、兩党の主張のい

いところを取り上げて申し上げてでき上

つた、かように御了承願ひたいと思ひ

ます。

○石山委員 まあよく言つと、同じ幹

から出た二本の枝というふうには言え

ばよろしいし、悪く言へば、同じ穴のム

ジナだから、有無相通するということ

も、これは言えないことではないと思

つておつた。この地固めという言葉は、今

回あなたたちが修正された、特に自由

党の修正された内容を見ますと、民主

党の意圖された地固めというものと

は同じじゃないはずなんです。少く

も民主党の意圖された地固めは、いわ

ゆる金融によつての地固めをやらうと

いうことが大きなねらいだつたと私は

思つておつた。それが自由党の考へ方になり

すと、非常におみやげ予算といひますか、金の使い方が非常に平面的で放漫である。一体どこへ今年度の予算というものを持っていくか、どこに何を置いて日本の産業というものを復興するか、日本の国力というものを培養するかという点になりますと、民主党とはかなり相違があると私は見ておる。これはあなたの方では、前尾さんも相違はないというふうな考えているかどうか、一つ御説明願いたい。

○前尾委員 だいま福田君が言いましたように、自由党は、現在の段階としてはもう拡大均衡に入る時期であるというふうな考えておられます。民主党の諸君はまだ地固め時代だ、この兩者を調和させて、そうして地固めを一步進めて拡大均衡の基礎を築くという意味で、自由党の今回の修正案はできておるわけでありませぬ。また一面国民の要請ということも考えなければなりません。また公約ということも考えなければなりません。今回の税法の修正にいたしまして、月収二万円までは無税というように公約いたしました。おられますし、また中小企業の法人につきましても、特別の考慮をしなければならぬというように、ことに三五%の税率という以前の税率に帰りたいというふうな考えておられます。

さらにまた民主党におきまして、利子の全面的な非課税というような措置をとられます上は、株式につきましても、いわゆる自己資本の充実ということが非常に緊要であるという国の要請にもこたえていかなければなりません。その間に均衡をとっていくというのが税法の改正であります。さらにまた歳出の面におきましても、もとより

大きざばな歳出の増加は、これは慎むべきことであります。個々具体的にわたつて、少額ではありまするが、いわゆる拡大均衡の一步を踏み出すということもかねまして国民の要請に一々こたえてきておるといふのが、今回の修正案の要旨であります。

○石山委員 自由党の意図すること、民主党の意図すること、その意図することは、言うところの上層階層に對して相當の蓄積をさしてあげよう。ただここに疑問に思われるのは、今回の税制改正法、あるいは今までの自由党のつてきた政策を見ても、これが国家的な、あるいはそのら会社の組織的な一つの資本の蓄積をしてあげる、こういうふうな意図よりも、個人的な財産の蓄積をさせてあげようとする面が非常に多いのでございませぬ。そういう点に關しましては、私たちがとしては非常に残念であります。特に今回の税改正法を通じて見ますと、これは明らかにその形を示しておるのではないかと、たとえば預貯金の利子等の無税、これなどは明らかにそういうふうな傾向を帯びているのではないかと。特に私がこの点について一番疑問なのは、こういうふうな操作を施して、果してどのくらいのお金を集めて、果してどのくらいのお金を集めるのか、あるいはは勤労階級と目されている一般の庶民階級から、どの程度のお金を吸い上げることが果して可能なか。日銀などを初めとして、非常に一生懸命に貯蓄の奨励をしておるようではございませぬけれども、果してどのくらいのお金が集まるか、むしろたい回しになる可能性があるのではないかと、インフレ時代の

投資を避けまして、そうしてむしろ堅実化されているところの貯金の方向へ向う金が動いておる、たらい回しになつておる。そのたらい回しをば援助する意味において利子の無税というふうなことをやつて、しかも反面そのたらい回しを防ぐという、ある意味から見れば自分の産を守るという意味で、セクショナルリズム的な考え方では、ただお金の利子をつけて、ちつともお金が集まらないというふうな現象が生まれるのではないかと。逆に言うと、現状の金持ちに對して非常に優遇をした財政法律を今回作つたのではないかと、こういうふうな印象を受けてならないのでございませぬが、その点に關しまして御説明を願います。

○前尾委員 預貯金の無税、あるいは株式配当の優遇措置というのを、個人的な貯蓄の奨励というふうにおとりになるのは、はなはだどうも私にはふに落ちない。ことに株式投資につきましては、これはもとより産業資本の充実とあると思ひます。また預貯金の問題につきましても、実は最初考えておりましたのは、定期の預金に對しまして減税というふうなひもつきのな考え方を持つておりました。その構想はくすれてはおりますが、しかし集まりました産業貯金を、その一定割合を国家的な要請に基きます方面に使うという行き方をいたしておるのであります。私は、あくまで減税されました分につきましても、この預貯金、株式配当の減免措置によりまして、それが非常に刺激され、促進されて産業投資の面に向う、また国家的な要請の方面に向うと

いうことを十分期待し得ると考えておるのであります。

○石山委員 その点に關しまして政府当局では、これは預貯金の利子については無税だというような原案でございませぬから、当初どういふふうな見積りをなさつて、どのくらいのお金を集めるといふ予定でございましたか。

○藤枝政府委員 預貯金、公社債の利子の免稅だけでどれだけ集まるかということについての正確度を持った見積りはなかなかむずかしいと思ひます。しかし私どもがこの預貯金利子の免稅によりまして大体の目安を置きましたのは五百億前後をこれによつて増強できるといふようなところに目安を置いておる次第でございませぬ。

○石山委員 それは民自の修正によつて、株主配當に對して特別措置をとつた以前の政府の考えだろうと思ひます。それに影響される点は、私先ほど申しましたように、結局たらい回しになるのではないかと。特に先ごろの公聴會において、銀行の頭取だと思ひましたが、名前は忘れましたが、三百億というふうな推定しておりましたが、それからしますと、特に株主配當の問題を民自が措置しない以前が五百億とすれば、どうしても見積り過大なのではないかと、こう思ひますが、いかがでございませぬか。

○藤枝政府委員 三百億ないし五百億、これは先ほど申しましたように、見積りの正確度は少いのであります。が、大体の目標をその辺に置いておることはお話しした通りであります。そのときに考へましたのも、預貯金の利子を免稅するがゆゑに、あるいは株を売るといふようなことも一部にはいわれたのであります。そのようなことではないという前提に立つて、実は三百億ないし五百億という預貯金の増強を見たのであります。従つて今回の民自両党の修正によりまして株式に對する優遇措置が講ぜられましても、その見積りについては、この株の優遇措置によつて影響はされないのではないかと、いふふうに考へておられます。

○石山委員 そうすると、政府の今どうしてもほしい金が三百億なのです。一体この三百億をどこへ使うつもりで、何にも利子もかけないで優遇しようとするのか、三百億はどこへお使いになるつもりなのか、これは民自の考へ方も入つてもよろしいと思ひます。政府の最初の提案の意図はどこにあったのか伺ひたい。

○藤枝政府委員 これはかねがね政府として申し上げておる通りに、できるだけ金融を正常化したしまして、その資本の蓄積をし、それが日本の産業活動に使われるようにという考へ方でございます。繰り返して申し上げますが、これによつて三百億でございませぬから、これをひもつきでどうしようというふうな考へ方ではなくて、この傾斜的な免稅とでも申しますか、資本増強のための特別措置によつて日本の資本蓄積を増強し、そうして日本の金融を正常化に持つていく大きな原動力にしたいというふうな考へておる次第であります。

○石山委員 金融の正常化が日本の国力を培養するの、私はそこら辺に疑問があると思ひます。何でも金融が正常に戻れば、何かすべてがよくなるというふうなところに非常な感じ方

の違があるのではないかと思う。二  
十一日と申しますときのうでございま  
すか、日銀の政策委員会がございま  
した。それによりますと、集まった金は  
返すのじゃないですね。あの御意見を  
聞いてみますと、六十の調整率を五十  
五に引き下げる。そして四百億程度の  
金は貸さない。当然貸さなければなら  
ない金を貸さないで、百八十億程度  
換券を引き揚げてしまおうという御意見  
なんです。それも第二・四半期におい  
てやる。そうしますと、余った金はも  
ちろん金融の適正化にはなるのでもし  
れませんが、これは日本の産業  
に対しては何ら好影響を及ぼさないの  
ではないか、こういう印象を受けてな  
らないのでございすが、いかがで  
ございすか。

○藤枝政府委員 二次高率の適用範囲  
を拡大するというような意見のありま  
すことは諸指摘の通りであります。従  
ってそれだけをお考えになりますれ  
ば、それだけ金が少くなるじゃない  
か、しかしお断わり申し上げておきま  
すが、私は何も日本の産業経済全体が  
金融の正常化だけで足れりという考え  
方を持ってはいるわけではございせん  
が、その大きな一つの柱である、そう  
いう意味から考えまして、貯蓄を増強  
せしめるということが結局日本産業の  
全体の進展の一つの大きな柱になると  
いう意味で申し上げておるのでありま  
す。ただ単にこの二次高率の適用の範  
囲を上げたというその一体だけをお取  
り上げになりまして、ただいまのよう  
な諸議論がありますが、金融全体が正  
常化する、またその正常化の方向に向  
っている金融界というものをさらに正  
常化に向わせるためには、やはり資本

の蓄積をさせる一つの刺激剤として預  
貯金利子の免税ということも、十分意  
義があるのではないかと、うふうに考  
える次第でございす。

○石山委員 私が当面だけ見て議論し  
ているというふうにおとりになってい  
られるようですが、私は何も当面だけ  
見ているものではない。皆さんの考え  
方は、つまり金融措置によって——イ  
ンフレ時代は金融措置は不可能だつた  
けれども、皆さんのおっしゃる地固め  
というのは、やはり金融措置によって  
やうていく、これが民主党内閣の考え  
ているいわゆる地固め方針の現状だと  
解釈しているわけですね。だからそれを  
否定されるとすれば、私は民主党のよ  
さというものはないのではないかと。こ  
ういう点について一つ民主党内閣の福田さ  
んからお聞きしたいと思ひます。

○福田(越)委員 たいま政務次官か  
らお話しを通り、私どもは何も経済建  
て直しの基本が、金融正常化というこ  
ころにのみ存しておるといふふうには  
考えておりません。結局根本は、今日  
本の経済の状況は、自由党内閣で非常  
に努力をいたしまして、ともかく国際  
収支も昨年は大きな黒字になつてい  
るわけですね。また物価も安定状況に入り  
まして、昨年の足取りは、いわば下向  
きの横ばいであるといふところまで来  
た。これで、どうにかこれが固まれば  
国際競争にも乗り出せるかといふよう  
な段階にきたので、この態勢をくずさ  
ないで、ずっとこのまま持つていきた  
いといふところをねらいがあるわけ  
であります。そのためには、どうしても  
物価の安定、通貨の安定、これを考え  
なければいかぬ。それには、今までイ  
ンフレ時につちかわれました国民的性

向とも申すべき消費の傾向というも  
のを、国民に見直していただきまし  
て、そうしてなるべく個人も企業も、  
消費を節し、効率的に金を使つてもら  
いたい、このことを非常に念願をいた  
しておるわけでありす。これが金融  
政策的に、また財政政策的にどうい  
ふふうになつてくるかと申しますれば、  
私どもは財政面においては減税をいた  
しまして、そういう蓄積の刺激をいた  
したい。また減税をするについても、  
蓄積がしやすいようにいたしたい。そ  
ういたしますれば、会社には、所得税  
の税率の引き下げ等によりまして内部  
留保金もふえましよう。底の浅いとい  
われる日本の経済の様相も改善されよ  
うかと思ひます。また個人も、事あれ  
ば借金をしなければならぬ、借金でこ  
の世を渡らなければならぬといふ人  
も、自己の蓄積によつてこれをまかな  
えるといふ状況になりまして、日本経  
済が全体として安定する方向に向うわ  
けであります。すなわち地固めがここ  
において完成するといふような段階に  
なりますので、私どもはさうな意味の  
一環として金融政策というものを重要  
視いたしておるわけでありす。日本  
銀行が高率適用を強化するといふよう  
なお話でありすが、まだその金融  
融は、財政面からいたしまして、遺  
憾ながら本年度、三十年度の予算にお  
きましては、約七百億円の散布超過に  
なります。昨年の二千億に比べますれ  
ば非常な減少でありすが、しかし  
ながらその散布超過に對しまして、こ  
れが消費購買力化するところの勢いと  
いうものを防止する必要があるのでは  
ありませんか。その努力もかた

がた統けておるといふことも御了承願  
いたいと思ひます。

○石山委員 日銀の政策委員会のこと  
で、日銀総裁は、このことによつて受  
ける打撃は農村よりも都市にあるだろ  
う、都市のうちの力の弱い個所にいく  
だろう、こういうふうなことをおし  
やうていられますが、それは次官、そ  
ういふ現象が起きるかどうかといふこ  
とを一つお話し願ひたいと思ひます。

○藤枝政府委員 高率適用の範囲を拡  
大するといふようなことが、直接には  
都市に影響するであろうといふことは  
想像できます。しかしながら、先ほど  
来申し上げましたように、一面におい  
て金融の正常化をしつつ、しかし一面  
そうした面において、その範囲に入つ  
てこない中小企業といふようなものに  
對しましては、他の方法、たとえば政  
府金融機関等の活動によつてこれをカ  
バーせざるを得ないんじゃないかろうか  
といふふうにお考えしております。

○石山委員 中小企業に關しては、む  
しろ公庫等を通じて貸し出しすべき金  
額が私はたしか減らされたといふふう  
に考えておりますが、その点はいかが  
でございすか。

○藤枝政府委員 これはすでに資料で  
御承知のように、政府から出資をす  
る、あるいは預金部資金等を投入す  
る、それらの一つをお考えいただく  
と、昨年度よりは減つておる面もありま  
す。しかし回収金等を含めて、運用の  
できるすべての額を御比較いただけま  
すれば、昨年よりもその額は相当にふ  
えておるといふことを申し上げられ  
ると思ひます。

○石山委員 今までの大蔵当局の予算  
の編成の仕方、補助金等の出し方、い  
ろいろ見てみますと、なるべくわから  
ないように、いろいろなところで弁解  
をできるようにしているといふのが、  
どうも大蔵官僚のやり方のように私見  
えてならぬ。こういう点では、税の問  
題にもそういうことを言ひ得るのでは  
ないか。もつと単純に、恒久的見方に  
よつて税体系を組まなければならぬ  
い、これはだれしも言われている理屈  
であろうけれども、今回のものから見  
まして、株式配当に關する特別措  
置、あるいは五十万円以下の法人に對  
する特別措置、これは商業新聞あるい  
は一般の普通いわれている経済学者に  
言わせると、税の体系を乱している  
措置である、いたずらに税の体系をば  
混乱させているのではないかと、これは  
選擧の問題にもだんだんからみ合つて  
くるのでございすけれども、私はこ  
の二つの点でも、一つ政府当局の税務  
の担当者としてのあなたの御意見を聞  
かしていただきたい。

○渡邊政府委員 税制をできるだけ単  
純なわかりやすいものにしたたい、これ  
はだれしも希望するところだと思ひま  
す。ただ現状におきましては、少くも  
も二つの面からなかなかの要請が達  
成しにくい問題があると思つておりま  
す。一つは、税の負担が比較的軽い場  
合におきましては、負担の均衡といひ  
まして、その間の差が割合に少ないも  
のでございすから、こういう間にお  
きましては、ほかの全体が低い場合に  
は比較的単純な税法で済むのでござい  
ますが、それがだんだん負担が重くな  
つて参りますと、どうしても相当詳細  
なる点においての負担の均衡を考えさ  
るを得ない、これがやはり税法を非常  
に複雑化する一つの要素になっていま



もう貧乏人のひがみではあるかもしれませんが、株価がどんどん上る、高配当が行われたときは、何ら行政措置をしなかつた。しかし今度は株価が低落を始め、売買が不活発になった、あらゆる関係産業が萎縮を始めてきた、こういうときにおいて、資本蓄積の美名に隠れてこういう措置を講じて、そうしてしまさらコスト引き下げのために資本の蓄積がなければならぬ、その資本の蓄積のためには企業を大いに改善改良をしなければならぬ、こういう意味での呼びかけだと思いますが、それにしても、そういう点ではあまりに責任を感ずることが少いのではないかと。

ことに今まで野放しにしておいて、デフレによって産業界がやや沈滞してきたので、それを税法の措置によって擁護してやるなどということは、あまりにもめんどろを見過ぎるということだと思います。そういうことによって企業の再建をはかるといふ意味もありませんが、富めるものに対してあまりに援助を与え過ぎると思いますが、これに對してどういふ御意見でありますか。

○前尾委員 われわれとしましては、もとより朝鮮事変の当時から憂えてきておつたのでありますが、あるいはこの措置もおおきに失したかと思いが、しかし現在、デフレ下において最も資本の蓄積の緊要に感じられます。際でありますから、なおさらのことこの措置をやつていかなければならぬというふうな考へておられます。

○石山委員 次官にお聞きしたいのですが、預貯金の利子の免税に對しては、これは不勞所得でないのだから、そんなにいじめてはいけないのではないかと。

はないかというふうな、努めてあたたかいような思いやりのあるような御意見を述べられたのですが、不勞所得とは、あなたは一体何を言わんとしておられますか。

○藤枝政府委員 私の申し上げたのは、現在預貯金の利子を相当高額に受けておる、あるいは株の配当を相当高額に受けておるといふことの元は、やはり勤儉貯蓄の努力の結果ではないかというふうな申し上げたのでありまして、通常世間でいわれる不勞所得といふふうな考へるのは、いかがなものであらうかといふことを申し上げたのでございます。

○石山委員 私は、この不勞所得という熟語に別にとやかく言いたくないのですが、不勞所得というものは、結局親から譲られた財産、あるいは手をとまぬいて上つてくる収入、こんなものが大体そういうものだと思うのです。が、終戦以後ももちろん財産税その他で、かつての財閥は集中排除を命ぜられたりなんかして、これは御破算になつたでしよう。しかし現在お金を持つてゐる方々は、それではほんとうの意味の努力を重ねてもうけかかるといふので、多分に不勞の言葉に該当するやうな、インフレという言葉がそこにあるのでございます。特に特需という得もある。賃金をくまげつしたという言葉もその中にあるでしよう。それにしても、私は正常な形においてたくさんのお金を今の金持ちがもうけたとは思つておらぬ。一つの時代の波と投機をば誘発するやうな国家経済、占領政策、そういうやうなものによつて得たお金でございまして、これは戦争の犠牲が生んだお金で、私に言わせれば、

多分に不勞所得のにおいがあまりにも濃いのが現在の株主の大多数の人であらうし、それらの人が何千万円というふうな預貯金利子をも免ぜられて喜ぶ人に該当するのではないかと。私はそういう点をあなたにお聞きしてゐるのでございまして、そういう点はいかがでございませうか。

○藤枝政府委員 現在株に相当の投資をしてゐる、あるいは預貯金を持つてゐるといふやうな人の、その投資のできる資金の造成がどうなつておるか、これはいろいろあります。お言葉にありましたやうな点のものもないと私は断じないであります。ただ昨日お答えをいたしましたのは、それだから預貯金の利子の免税をするのはいかぬじやないかといふやうな御議論は、必ずしも当らないのではないかと。このことを申し上げた。その一、二の例はありませうが、今回の預貯金の利子の免税等は、非常に努力をして零細な預貯金をされておる方々にも免税はされるのでありまして、そういう点も考へますと、今回の利子課税の免除は、必ずしもそういう一、二の例の人の利益にばかりなるというものではないのではないかと。いふふうに申し上げたのでございませう。

○石山委員 それでは、この内容はともかく、いろいろな議論があるけれども、政府としては、まず三百億程度の金をここに集めたための臨時措置であるのだ、こういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○藤枝政府委員 先ほどのお尋ねは、ほかの問題は別にして、少くともこの処置によつてどのくらい集まるかといふお尋ねでございませうから、それに対

して、なかなか見積りは困難ではあります。大体三百ないし五百億といふところをわれわれは推定いたしてあります。そういうことを申し上げたのであります。従つて多々ますます弁すでありまして、単に預貯金の利子課税の免除ばかりでなく、その他貯蓄の推進等を今までやつておられますが、これを強化いたしまして、そうして資本の蓄積をできるだけ多くしたい。その一つの刺戟剤として今回の処置をとつた、こういうふうな御解釈をいただきたいと思つてあります。

○石山委員 それは一つあと回しにしまして、選択排除の件を一つお伺いしたいと思つておりますが、私はこういうやうな選択排除というものを持ち出さなければならぬ理由を非常に理解に苦しんでゐるわけなんです。というのは、一つの収入というものを考へてみた場合に、資本主義の社会でございませうから、特にもうけのある股賑をきわめる産業は、おおむね高額所得になるのではないかと、これは常識でございませう。しかし今回の選択排除の例を見ても、みますと、申告納税者には非常に利益を与えておる。しかし給与をもらつておる都市の労働者には、非常に損という言葉は当らないでしようけれども、受ける利益は非常に少ないのでございませう。概括的に国家の経済を見てみますと、農村は戦前をわずかに上回つた生産を出してはいるにすぎない。しかるに鉱工業はそれより百五十をこえてゐるのでございませう。しかるにその生活内容を検討してみますと、都市と農村では著しい差異があることが認められるのでございませう。最近のことはよく知りませんけれども、戦前の九十

一年のあのころから比べますと、都市では八十五、農村はおそらく百十をこしてゐるんじゃないか。こういうやうな生活の割合から見ても、生産の割合から見ても、申告者の方が非常に有利な選択排除を今回特にとらなればならぬ理由といふことになりませう。非常な大きさになりますけれども、皆さんの目途としておる点を一つ前尾さんから御説明願ひたい。

○前尾委員 おっしゃるやうに、給与所得者におきましては、すでに社会保険料として控除されてゐる、しかるに当然控除を受けるべき、またこまかく帳簿もつてましたら控除の受けられる人が控除を受けておらぬ、そういう人を救済しなければならぬという趣旨であります。先日来いろいろお話しのある以上になつておられますればおられますだけ、この面におきましては不均衡を生じてゐるという結果になつてゐるのでありますから、これを概算で控除して、いこうといふことでありまして、ただ給与所得者とそれ以外の所得者の均衡という根本問題につきましては、あるいは勤勞者控除の問題、あるいはまた税務行政の問題として、今後改善していくべきものだ、この際の修正案として、まはして、その範囲にとどめたにすぎませぬので、その点は十分御了承願ひたいと思つておられます。

○石山委員 税が不均衡であつてはならないという原則は正しいでしよう。そうしますと、私いろいろな面から見てみても、この選択排除といふものは、前の預金利子の免除、あるいは株主配当と同じやうな、何か特別に意図された方向に税法を動かしてゐる。も

ちろん時の政治力によって税が動くことは、ある個所はあるという事は、これは大蔵當局も認めているようにございませうけれども、それは一つくらいならいいが、一つ二つ三つ四つというふうに、わずかの税目の中にこういうふうになくさんのものが、特別の政治的意図によって方向をゆがめられていくとするならば、これは決して正しい税法ではないと思うのですが、これは主税局長、いかがでございますか。

○渡邊政府委員 選択控除の問題は、預貯金利子の免税の問題、株式の控除引き上げの問題と、ねらいは相当違つたところにあるのではないと思ひます。これはやはり租税原則に沿ひまして、一体どういう措置をとつたのが一番公平原則に合うか、こういう考え方で出た案だと思つております。それで現行法が一番租税原則に合つたものだという前提に立ちまして、今度の選択控除の制度を考へて、それによる軽減の行方を考へてみますと、それは申告所得者の方に軽減が多くなる、あるいは従来相当社会保険料控除を受けていた者の方には、その軽減は少くなる、こういう結論はたしかでございます。ただ修正の提案者の御意見を伺つてみますと、現在の社会保険料控除そのものについて、一応の疑問を出されておられると思ひます。その社会保険料控除というものは、社会保険をかけた、それによつて保険料を払うのですから、一応担税力の面から見て、それは控除した方がいい、こういう考え方が出てくるのですが、社会保険に入つてない人にして、やはり病気にかつた場合には、社会保険にかかつていなければ、自分で医療費を払わなければならぬ。こういう面がおのずからあるわけ

でございます。社会保険料の控除、社会保険にかかつていないこと自身において、相当の保障がある。かかつてない人は保障がない。ところが、税法の上では、社会保険にかかつていれば保険料だけ控除される。片方で保障のない人は、社会保険にかかつていないがゆゑに控除がない。これはおかしいじゃないか。こういう前提に立つて選択控除の制度が出てくるわけでございます。これは一つの考え方であると思つております。

○石山委員 選択控除というから、これは選べばいいというわけなんだけれども、税負担者においてそういう考え方を起さすよりは、この方法がよろしいというふうな、皆さんの方で一番最良のものを指示することこそ税の本質だと思ふ。こつちが申告すれば得になる。その申告の方法が非常にややこしい。こうなれば当然問題が起きてくると思うのですが、それに対してはどういうふうにお考えになりますか。

○渡邊政府委員 選択控除という制度は、税の上からいいますと、確かに一応あれこれかといふことになりま

す。税制を簡單明快にするといふことから見ますれば、必ずしもその線に沿つたものと思ひません。しかし、こういう考え方は、現在アメリカでも一応とつていふ制度でございまして、必ずしもこういう制度は、税については思つておりません。ただ将来の問題として、一体これをどういふふうにしていくかといふことにつきま

は、われわれは検討を續けていきたくは、租税措置法に一応この規定が盛り込んでありますのも、こういう意図が織り込まれていふものと考へております。

○石山委員 国の税金は安くなつた。しかし法人税も住民税も、地方税では高くなるのが予想されております。特に個人の場合はどういふ計数が出ていますか。両方足しましても、個人は減税の形が出ますか。

○渡邊政府委員 現在住民税の方で考へております改正案は、住民税の方

は、オプショナル・ワンといひます。所得税について、いわば所得税附加税のような形で課する場合は、それから所得額をもとにして課する場合は、この二つが実行されております。あとのオプショナル・ワンといひておりますが、この所得額について一応税を課するものは、今度の減税と全然切り離されております。この分については、別に地方税において従来のやり方と変えるといふことを、特に考へてはおりません。所得割を所得税に附加税のようになつておつていふ分について、今度の改正を考へております。その場合において、大体ねらつておりますところは、現在の減税前に払つております住民税と大体同じ程度の住民税を払う。従来たとへば一割八分といふことになつておりました場合に、所得税が減税になりました場合に、その一割八分をそのまま存置いたしますれば、国の税が軽減されたのと同じ割合でもつて住民税も軽減されるわけでございます。御承知のように、地方財政は現在なかなか苦しいところでございまして、従来納めていた住

民税は相変らず納めていた。そういたしますためには、所得税附加税のような格好をとりませう。従ひまして、その措置をとつてい

るわけでございますが、ただ所得税の軽減の割合は、この間から盛んに議論がありませうに、下の方には非常に大きくなって、上の方には非常に小さくなつております。アベレージで計算いたしまして、一応住民税の率を計算いたしておりますために、平均のところでございますと、従来と同じになります。しかし所得額が小さい人は、軽減割合が大きいものでございませうから、アベレージより大きな軽減割合になる。附加税に相当するもの率の引き上げの割合は、平均でありますから、この方は従来の住民税よりも低くなりませう。それから大所得者になりませうと、先ほど申しましたように、軽減割合が低いものでございませうから、住民税の率が高くなりますので、この方

でございますと、むしろ住民税は従来よりも高くなる、こういう結論になります。

○石山委員 しまいに前尾さんと福田さんにお聞きします。特に念を入れてお聞きしますが、補正予算を組むかどうか、増税を行わないという確信を持

つていふか。

○福田(赴)委員 今後極力努力をいたしまして、減税にさらに減税に努力いたしたい、かように考へております。

なお補正予算につきましても、これを今考へておりませう。

りますから、税の問題としてはこれでおしまいたといふふうな考へております。

○石山委員 次官は、この修正された案を受け取つて、今民自の阿氏が言われた通り、増税も行わず、補正も組まないでやつていける、こういう確信でございませうか。

○藤枝政府委員 総理も申し上げましたように、天災地変等があります以外には、補正を組まずにやつていけるものと考へております。

○石山委員 私これをなせ聞いてい

がと、米価問題を直前に控へていながら、そういうようなことが果して言ひ得るかといふことです。米価がたとへば一萬六千円に落ちつくと、一萬二千四百円に落ちつくと、一萬二千四百円に落ちつくと、ちよつとけたが違つてくる。そこから見ましても、前の減収加算の三十三億、今回の千二百か二百くらいい

でも、おそらく百億程度のものが問題になつてくると思ふ。こういう点に關してどういふやりくりをするかといふことをお知らせ願ひたい。

○藤枝政府委員 米価がどうきまるか目下検討中でございます。従つて具體的にお答えをいたす段階でないと思ひます。ただ申し上げたいのは、先ほど補正予算をいたしませんと申しましたのは、少くとも一般会計をもつて食糧管理特別会計の穴埋めをするといふことはいたしたくないという意味で申し上げたことを、お断り申し上げておきます。

○石山委員 増税しないといひましても、一升百十円の米を希望配給價格百四十円によつて百五十万石も売ると

か、二百万石も売るといふことになれば、これは事実上の増税と同じだ。國家が經營するもの、國家が價格を決定するもの、専売公社その他において、それが事実上値上げをするという可能性が生まれようとする場合は、これは増税と同じものではないのでしうか。

○藤枝政府委員 何かすでに消費者米価を上げざるを前提にしておるような御質問でございますが、米価の決定は、現在政府部内におきまして慎重審議をいたしておりますので、その決定を待ちませんと、ただいまの点につきましてはもお答えがいたしにくいのであります。現在のところ、それ以上のいわば仮定の問題と申しますか、については、ちよつと答えにくいことを御了承いただきたいのであります。

○石山委員 政府は、特に大蔵官僚の方々は、その時、その場できまきまも、一時間前に、きまきまのきまきまもないものか知らないと思地を張つておる。そうして次の日には、われわれに答弁するより詳細に、明瞭に大新聞に麗々しく書かれるというのが今までの通例なんだ。だから私はおかしいと思ふ。國家の審議機關に資料も何も提供しないで、わずか一時間かそこらでひっくり返つて、それが別の機關で麗々しくやられるというのは、どこかわれわれが間が抜けているのか、皆さんの方が上手にわれわれを振り回しているのか知りませんが、こういう慣例は——やはり野党はあなた方を攻撃するのが任務ではないのだ。事柄を明快に究明しまして、自他ともに理解を得たところによつて、これを國民にアピールして、國政をうまく運営する

のがわれわれの任務だと思つておる。それをあなた方は、何かあけ足をとられないか、何かやられないかと思つてゐるから、きまつてゐることもきまつないようによつて、そういうやり方は、決して野党とも仲よく、真剣に物事を研究してやつていこうという態度ではないと思ふ。私はこれで質問を終りますが、この税法は、特に自由党の方々は熱心に論議しておやりになつたと私思ふのですが、どう考えても、特定の人たちに少しく力を注ぎ過ぎていふにというふうには申し上げたいと思ふけれども、これは、われわれが常日ごろともしてゐる大蔵委員諸君に敬意を表してそういう言葉を使つてゐるので、税体系というものは、一部は低くされてもよろしいけれども、これが二つ、三つと低くされるならば、私は大へんな問題だと思ふ。しかも事實上民自向黨から修正されたものは、二つではない、半ば三つである。税体系から三つ修正されたという事柄だと思ふ。こういう点私は非常に残念に思ふ。こういうことをやつてはいかぬと思ふ。特にわれわれ町に住む労働者から見ますと、今度税体系を改正される場合には、都市と農村の経済のあり方、人口の分布、それより上る収益、こういうふうなものを念頭に置いて組まないとするならば、申告する事業主と申しますか、そういうふうな階層にのみ非常に有利に税体系が組まれていく可能性があるし、今のようなやり方になりますと、私の先輩である井上委員が言われておるよつに、日本の財政経済全般が金融資本下のおこによつて左右されるというふうな原因がそこに生ま

れてくると思つてございませう。大蔵省の管轄である銀行の利子の問題を考へてみますと、二重、三重に高い利子を取つて、そして片一方では安い税金も免除されておる。そしてその中に働く労働者は安い賃金で、しかも高い税金を納めていくことにならば、ちよつと二重の搾取をされておるやうな印象を受けてならないと思ふので、こういう点は、今後税改正の審査委員会等において注意してもらいたいと思ふのです。たくさん御説明をお聞きしました。だけれども、理解することができたけれども、残念ながら了解することは全然できません。以上終了します。

○松原委員長 井上良二君。  
○井上委員 時間が大分迫つておりますので、簡単に二、三質問して終了します。  
ただいま石山さんの質問中、米価に關係することがございましたが、米価はいつおきめになりますか。この米価の決定いかんによりまして、税金がどれだけかけられるかということが突はこれに關係いたします。そこで一体米価はいつおきめになつて、そのきめることによつてどれだけ減税をされようか、あるいは超過供出奨励金で免税しておりました分を、今度一本価格にいたすつた場合、一体それに免税をいたすつもりでございませうか。その率で減税するつもりでございませうか、その点を伺いたい。

○藤枝政府委員 米価の問題につきましては、むしろ農林省からお答えした方がよいだらうと思ひますが、これは政府としてもなるべく早くきめ

ることが妥当であらうと考へております。それに関連いたしまして、従來の奨励金免税の問題の御質問でございませうが、目下研究をいたしてございませうが、その分につきましては、減税するやうな方向で研究をいたしてございませう。

○井上委員 何か米価は農林省の方の所管で、わしの方には關係がないといふやうなえらひさつぱりした御答弁ですが、米価が何はにきまるかということ、今の財政経済の中心であります。予算の編成の上においても、予算執行の上においても、これは重大なかぎになつておられます。何かよそごとみたいなにお考へになつてええですか。

○藤枝政府委員 もちろん米価は、申し上げるまでもなく閣議で決定いたすのであります。所管としては農林省でありまして、農林省からお答へする方が私から申し上げるよりもより妥當であらうといふことを申し上げたのであります。しかしただいま御指摘のように、財政経済全般に關係するものでありまして、私どもとしても非常な関心を持つておる。その意味におきまして、米価をなるべく早くきめたいといふことを申し上げた次第でありまして、決して関心を持つていない、人ごとにしてゐるわけではございませぬ。

○井上委員 藤枝政務次官は、政府と黨とのちよつとが役割をやらなければなりませんし、また國會と政府との潤滑油的な役割を果す重大任務をお持ちになつておる。あなたは民主黨の米価対策委員会でおきめになりましたといふ、あの御決定を御存じでありませうか。

○藤枝政府委員 民主黨内の米価対策委員会、そういう数字を御検討中であるといふことは承知いたしてございませぬ。

○井上委員 検討中どころの騒ぎではない、決定をしてゐるのです。そしてこれに對して大蔵當局は、この算出の基礎ははなだ納得しかねるといふ意見をお出しになつておることは新聞で御存じの通りであります。そうしますと、あなたは一体これをどう調整をされるつもりですか。大蔵主計當局の方では、民主黨の決定は受け入れることができない、こういう主張をしておる。反対に民主黨の米価対策審議会は、總務会の決定を得てこれを政府に要求してゐる。そうすると、あなたは一体どちらを御主張されるつもりですか。

○藤枝政府委員 何か民主黨の黨議として米価を御決定になつたといふやうな御質問でございませうが、私どもは、まだ民主黨で決定されたといふことを聞いておりませぬ。先ほど申しましたように、伝えられる米価を中心にして論議をされておるといふふう聞いておるのであります。従つて党がどういふ決定をされますか、その決定の数字によりまして、なお私どもとしての意見を申し上げたいといふふう考へます。

○井上委員 もう一度確かめておきませうが、大蔵當局としては、予算米価を支持するつもりですか。  
○藤枝政府委員 予算を組みましたときに考えましたのは、これは専門家の井上さん十分御承知のように、昨年の米価決定当時の米価を基準にいたして予算を編成してございませう。そしてその

後の物価状況その他を見ましても、現在のところそれを大きく動かす必要はないんじゃないだろうかということも私は考へておきます。

○井上委員 そうすると、大体大蔵当局は予算米価を基準にしてきめるという立場をとられる、そうなりますと、一体年間所要量の二千四百万石が集荷できて、国民の食生活に不安がないと自信をお持ちのことですか。

○藤枝政府委員 先ほど申しましたように、私どもが予算を組みましたときの価格を、現在までの物価状況その他の推移を見ましても、大きく動かす必要はないんじゃないかというふうな考へ方を持っておられます。今、それじゃその価格で一体所要の米が集まる確信があるかというお話でございました。

これは私またおしかりを受けるかも知れませんが、私からお答へするのはあるいは筋違いかも知れませんが、農民諸君の御協力を得、あるいは伝えられるような前渡し金というふうなものも考へて、現在の国内情勢を農民諸君に十分御理解をいただきまして、その御協力を得られますならば、集荷はできるのではなからうかというふうな考へておる次第でございます。

○井上委員 いま一度確かめておきませんが、民主党の決定したと伝えられるいわゆる推定米価をもし政府側がやむを得ず承諾した場合、消費者米価は上げない、こういうのでありますから、そうなりますと、ここに大きな開きが出て参りますが、この場合どう措置をされるつもりでありますか。民主党側の主張しております米価は、政府側としては予算執行上絶対のむわけにはいかぬとあなたは言い切れますか。

○藤枝政府委員 民主党側でどういう価格を決定されるか、先ほど申し上げたようにまだ未定でございます。その決定がありますならば、その内容等も十分伺った上で検討をいたしたいというふうな考へておるのであります。ただ先ほど来申し上げておりますように、現在の食管会計の予算は、九千七百三十九万という米価を基準にして組んでおります。それで前会も井上さんから、食管会計というものは非常にルーズなものかとおっしゃられたこともあるのであります。それはそんなにルーズなものではないのであります。そうゆとりのあるものとは考へておりませんので、おのずからその結論については、御想像いただけることだらうと思つておられます。

○井上委員 あなたは、何かここではつきりしたことを言うのはえらい工合が悪いというような印象を私どもに与えるのであります。御存じの通り農業団体、農民団体は、あげて生産者価格は石当り一万二千四百円を主張してきておる。その主張に基いて、少しでも農民団体側の要望をいれようとして四苦八苦された結果、民主党として、一つの妥協的な米価を政治米価としてきめようとしている。これは理論的にはいろいろ問題がありますが、一応農民団体側を何とか納得さしていきたい、こういう政治的考慮から政治米価がはじき出されたのではなからうかと見ている。このことが天下に公表されております以上は、これから安くなるといふことは想定できません。おそらくまた大蔵大臣は、減取加算額をい

やないかと私は見ておる。そうなりますと、当然ここに補正予算を組みなければならぬことになりまますが、かりに民主党案が通った場合、補正予算を組まずに食管内の操作でできるかどうか。今日は仮定のこととは言えません。私は仮定の議論をしてはいいのではない。民主党の米価対策委員会ですでに打ち出され、政府側とも折衝が開始されている。問題は食管特別会計の中で価格差が操作できるかできないかということにかかつておる。だから、あなたがここでいいかげんにうまいこと答弁して逃げておけばいいと思つても、そうはいきません。現実の問題としてそうなつてきているのだから、その価格差の操作が大蔵省の所管をしておる食管特別会計の中において可能なりやどうやということをお明確にされたい。

○藤枝政府委員 非常に確定的になつたような御立論なのであります。私しばしばお答へ申し上げましたように、まだ確定いたしておりません。そうして、米価について各方面にいろいろな御意見のあることは承知いたしております。これらを調整いたしまして、適正な米価をきめることはいたさなければならぬと思つておる。その決定したときにおいてどうするかということも、確定的にお答へすることが妥当であろうと思つておる。また食管会計の中の操作ができるかどうかという点は、私は、先ほど申し上げましたように、非常に幅の狭いものじゃないかと考へております。しかし食管会計を現実にお動かしておりますのは農林省でございますので、農林省の方の責任者の意見も聞いた上でないとお答へしにくいということを申し上げます。

るを得ないのであります。

○井上委員 まだ仮定であると、こういうことですから、それ以上申し上げましても、結局のれん質問になりますからやめますが、一番今度の国会でわれわれが遺憾に考へ、未解決になつておるのは、米価に対する予算的措置をどうするかということであります。この問題が未解決のままでは通過されて、通過した後に、結局は食管が非常に困難な事態に立ち至りはしないか、その結果再び消費者米価を引き上げる事態を生みはしないかということをおきまして、租税特別措置法の関係におきまして、価格変動準備金を積み立てた者には免税の処置が講ぜられておる。さらに違約損失準備金、それから異帯危険準備金、それらのものが法人税、所得税関係のものでございます。これはみな免税の対象になつておるのですが、今日価格変動が非常に激しい、そのために非常に損がいくという事態でございましょうか、依然としてこの変動準備金を免税の対象にしなればならぬのでしょうか、これはいつまでもこんな臨時措置を残しておくのでしょうか、これだけに対して一体どれだけの準備金が積まれており、その免稅額は一体どのくらいになつておりますか、これはなおかつ統括していかんければならぬ理由はどこにありますか、その説明を簡単に願ひたい。

○渡邊政府委員 確かに現在におきましては、物価の値上り値下りの幅は小さくなつておると思つておる。特に物価指数というもののようによ基準的のもの

をとつてみますと、これは値上り値下りの幅は小さくなつておると思つておる。しかし個々の商品の値上り値下りというのを見て参りますと、やはり相当の幅で動いておることはいなななと思つております。これは、たとえ最近綿糸などにつきましても、値下りで相当騒いでいるというふうな問題も一つの事例だと思つております。現在出ておりますのは仕入れ価格、または時価の一割減——一割の幅でございます。従いまして、この程度の幅でございますと、やはり一応こういう制度はあつていいんじゃないだろうか、戦前も、今のような制度とは違つておりますが、やはり評価減の形におきまして一割程度を出すというものは、一般に取扱ひとして認めてきておる事例もございまして、これが非常に大きな幅でございます。井上委員のおっしゃる通りでございますが、個々の商品につきましましては、やはりこの程度の幅が動くこととは考へていかなければならぬ問題じゃないかと思つておる。従いまして、今にわかにかこれを廢止するのはいかかかとわれわれは思つております。

それからも一つ、これでどのくらいの積立金が出ておるかという点につきましては、価格変動準備金については三百四億という数字が出ております。ただ二十九年度は御承知のように制度が変更されたので、一応その制度の変わったことよつての繰り入れ額がやはり相当大きく出ているというふうな思つております。

○井上委員 違約損失準備金というのが法人税にありますが、それはどのく

らいあります。それからついでに、法人の交際費が御承知の通り一部損金の方に落されておるのでありますが、この交際費全体はどのくらいに推定をしておりますか。

○渡邊政府委員 連約損失積立金の二十九年度の繰り入れ額は四億七千三百万円、こういう数字になっております。これは御承知のように、輸出関係を中心とした貿易商社の関係であります。金額もおのずから低いわけでございます。

○春日委員 今三百四億とおっしゃいましたが、資料には百二十八億と出ています。

○渡邊政府委員 今春日委員のおっしゃいました百二十八億というのは税金でございます。先ほど申しました三百四億と申しましたのは繰り入れ額であるという点で御了承願いたいと思っております。

交際費の点につきましては、調べましてすぐ御返事いたします。資料は持っておりますから……。

○松原委員 春日委員より関連質問の要求がありますので、この際これを許します。春日一幸君。

○春日委員 この際法人税についても一つただしておかなければならぬと思っております。企業組合に対する法人税の税率、これは一般法人と何ら差違のない税率に相なっております。一般法人と何らかの差をつける必要はないと考えておられるか。この問題については、われわれの仄聞するところによりますと、中小企業庁方面からも、それぞれの理由に基いて大蔵省に相当の交渉があったと聞いておるのであり

ますが、これに対する主税局長の御見解を承わっておきたいと思っております。

○渡邊政府委員 企業組合の税率につきましては、現在のところ、結論から申しますと、一般法人の税率と同じでいいじゃないだろうか、かように考えております。中小企業庁から一応の意見はありましたが、結局その意見は、現在三五%、今度の改正案ですと三〇%になつておる組合の中には、企業組合とかなり似たものがありはせぬかという点で、一応の質問がありました。それはそれぞれ性格が違つていて、その点につきましましては、中小企業庁も了承しているものと思っております。

○春日委員 現行企業組合の制度なるものは、わが党内閣によつて昭和二十四年ですかに作られましたもので、いずれにいたしましても、零細企業者たちの経営がはなはだ合理性を欠いておるので、この経営の合理化を通じて零細業者の助長育成をはかる、こういう政治目的からこの企業組合の制度が設けられ、しかも現に中小企業等協同組合法の中にこれが規定されておるのは、御承知の通りであります。従いまして、零細業者が企業組合によつて経営を合理化して、さらにその発展を期していく、こういう政治的意図に基いて企業組合が設けられましたからには、やはり税法上にもその考え方は取り入れられてしかるべきであると考えるのであります。現に漁業生産組合、森林生産組合、これなどは企業組合と非常に紛淆する性質のものでございまして、こういうような組合は、やはり利益を目的とする企業であるという形において、中小企業等協同組合法に基

く企業組合と何らその実態において異なるものはないと思われるのであります。しかるに、これらの森林組合や漁業生産組合は、その税率が一般の法人税より低く規定されておるのに、企業組合だけ何ら恩恵を受けないといふことは、私は片手落ちのそしりを免れないのじゃないかと思われのでございまして。こういう漁業や森林の生産組合とこの企業組合との間に、そういう取扱以上の差等を設けたのはどういふわけでありませうか、この点を伺いたい。

○渡邊政府委員 企業組合は中小企業等協同組合法の中に一緒に入つております。結局組合員に支払います俸給的なもの、これは一応俸給、いわゆる給与所得として扱っております。いわば有限会社のような場合と、企業の形態から見ますと、税法上から見ますれば同じような姿になっております。従いまして、企業組合そのものについて、いずいふいろいろな議論があつたわけでございますが、一応正しい姿の企業組合におきましても、その会社の形態から言いますと、それは有限会社と同じような姿になっております。従つてその意味からしまして、普通法人と同じに扱ふべきだ。今御指摘になりました組合につきましましては、いろいろ議論がございまして、むしろそれは、もし企業組合と同じであれば、普通法人と同じに扱ふべきではないかという考え方で参つてきております。やはり漁業協同組合になりますと、支払うものはむしろ事業所得ではなからうか、こういうふうな判断で、感じとしましては、どちらかといえば今御指摘になつたものを普通法人に上げるか、そのま

まにしておくかということに検討を進めておられますが、現在としては、やはりちよつと違ふんじゃないか、企業組合と同じに扱ふのにはちよつと適当じゃないんじゃないか、こういうふうな考えております。

○春日委員 中小企業等協同組合法の第一条であります。こういうふうな法律の制定を必要とするその目的の中に明らかになつておると思つて、これはやはり中小企業者の助長育成という政治目的に出たものでありまして、企業組合の制度もまたその目的のために制定されたことは、御承知の通りであると思つております。こういうふうな大きな政治的な目的というものは、やはり行財政全般を通じてその方針は踏襲されていかなければならぬ、わけても申し上げましたような営利を目的とするところの、特に生産関係の漁業、森林等において特別の取扱いが受けておるのであります。すなわち、従いましてこの企業協同組合においても、やはりあれと同一の取扱いをしてくれという企業組合員の要求であります。特に中小企業庁等もこの主張を取り上げて、政府部内間において強く要請をいたしておるのであります。渡辺主税局長は頭迷固陋にしてこれに耳を傾けない、こういうことも中小企業庁からわれわれは聞いておるのであります。まことに遺憾千万にたえないことでございます。いずれにいたしましても、この問題は、零細業者の助長育成ということに結局税の軽減をはかつていく、そうしてその組合内におけるもろもろの資本蓄積をはかつていくということなくしては、も

うかつたものを全部税金でとつてやつてしまえば、この企業組合というものはいつまでも根柢の薄弱なものであり、零細業者を助長育成するという政治目的は実現できない。私はこういう意味で、今のところあなたの方の検討も十分ではないようでありませうけれども、どうか一つ漁業組合や森林組合が受けておるところのその利益を、この零細な商工業者にも均てんせしめるように、政府内部においてさらに十分なる検討を進めていただきたいということを強く要望いたしておきます。

もう一つは、この企業組合が事業の分量に応じて分配すべき金額は、法人税算定の際における所得の計算上、これを損金に繰り入れてくれ、こういう要求が出されておることは御承知の通りであります。こういう特典は森林、漁業等生産組合が受けておるのであります。この税率上の恩恵を受けたいという企業組合が、やはりこういう税法上の損金算入制度についてもその恩恵を受けたいという主張のあることは、これまた関連事項として当然のことであらうと思つて、ただいま申し上げましたように、やはりその組合の自己資本を蓄積して、その組合活動を一そう堅実なものにするためには、こういうふうな制度は必要にして欠くべからざるものと私は思つて、そうならば、税率の取扱いができなければ、せめてはこの損金算入の制度だけでも、一つこの際かなえてやる意思はないかどうか、この点主税局長から、政府の考え方を述べておいていただきたいと思つておきます。

○渡邊政府委員 企業組合におきましての事業分量に応じての配当は、現在

損金扱いにしております。

それから先ほど井上委員の御質問に對して留保いたしました交際費の点について、私の方で持つております資料で御説明申し上げます。これは昭和二十九年の九月から十二月までの決算法人につきまして、東京、大阪、名古屋の三国税局の調査課の調べをもとにして、その他は推計した数字でございますが、一応この交際費否認の規定によりまして現実否認をしまして、税金として上つて参りました金額は、年間として、十三億六千万円、これは推計が入つております。なおいろいろ見て参りました結果、会社の方である規定がありましてゆえに、交際費を節減した、従つて利益がふえ、それによつて法人税がふえた、こう思われます数字が約三十八億、こういうふうに一応推定いたします。

○春日委員 おれの質問に關連して、ほかのことを言つてもらいたくない。渡辺主税局長にお伺いをいたします。もう一度明確にいたしておきますが、企業組合が事業の分量に応じて分配すべき金額は、法人税算定の際における所得の計算上、これを損金に算入してくれ、こういうことはすでに実施されておるのでありますか。

○渡邊政府委員 私の方で調べたところでは、現在通達によりまして、その分は法人税としては損金に算入して、そのかわりに、その事業分量に応じて配当を受けた個人に對して、事業所得として課税してあります。こういう扱いになつております。

○春日委員 この問題は、調査の上、あらためて御質問をいたします。

次は、今回のこの所得税における政

府の改正案並びに自民の修正案によりますと、こういうことになります。給与所得者は二十万二千五百円までは非課税になる。ところが事業所得者では、免税点が、八万円の控除と、妻が四万円、他の扶養家族が三人で七万五千元、さらに一万五千元の選択控除を加えますと、二十一万円になると思ふ。それで月収二万円程度の収入といふことになりまして、これは事業所得者といへども、その収入の中に占める勤労の対価という形の割合、これは非常に高い勤労所得とほとんど変らなぬやうな形態によつて所得が得られておると思つております。一方給与所得者は二十万二千五百円、これが非課税、免税になり、事業所得者においては、それが二十一万円までしか免税にならない。二万二千五百円の差がここに生じておる。給与所得者も、この零細な業者たちも、ほとんどその突進において名目上勤労対価である。事業所得とはいはなれども、勤労対価にひとしく零細企業所得者である。このレベルにおいて二万二千五百円の差のあることは、私は不権衡のそしりを免れないと思つて、こういう問題についてどうお考えになるか、一番良心的だと思われる福田さんから一つ……。

○福田(慧)委員 私どもは現在の税の實行の面からいいますと、むしろ勤労者の方がよけいとられておるやうな感じを持つておるのです。もちろん体系から並べてみますと、大権衡はとつてあるといふふうにお考えおるのであります。実際面においては、あなたのおっしゃること逆に、若干源泉徴収等の關係上、勤労者に重く

かかつておるのじやないかといふふうにお考えますので、そのように御了承願ひたいと思ひます。

○春日委員 この問題は、やはり質疑応答を通じて明らかにしておきたいと思つておりますが、むろん勤労者の税負担が重いといふことは、もはやこの数日間の論議において明らかにされたところでありまして、同時にこの事業所得者といへども、特に零細所得者、月収二万円程度のものに対しては同じやうに重いが、問題として私が指摘しておりましたのは、今回の税法上の修正を通じて勤労所得者、給与所得者に対しては二十万二千五百円までこれが免税になるが、零細事業所得者は二十一万円までしか免税にならない。それで特に零細所得者の所得の手段は、勤労対価として得る面が多いといふ實際上の形態にかんがみまして、これははなはだ不権衡ではないか、こういうことを申し上げておるわけであり

ます。私どもの主張をさらに一歩進んで申し上げますならば、私どもはやはり給与所得者と、それから事業所得者、いずれを問わず月の収入二万円程度のもは、これは生活に欠くべからざるどころのぎりぎりの生活実費である。ぎりぎりの生活実費に對しては課税すべきではないといふ主張の上に立つて考えますとき、事業所得者に対しては、私どもは二十四万円までは非課税にしなければならぬといふ主張に立つておるわけでありまして、そういういたしますと、基礎控除と扶養控除をずつと引いて参りましたも、結局事業所得に對しては特別勤労控除といふものがありませぬ。従ひまして、給与所得者における勤労控除に見合うものを零細

事業所得者に対しては制度として考へてやる必要がありはしないか、こういう主張の上に立ちまして、私どもは中小企業の事業所得に對しては特別の勤労控除の制度を創設すべし、こういう主張をいたして参りました。そういういたしますと、大休今度選択控除制度によつて一万五千元といふのが新しくできましたので、二十四万円までを非課税にするということになりますと、いまや三万円の中小企業者に対する特別勤労控除の制度を設けさえすれば、すなわち二十四万円までの零細事業所得者に対しては課税が及ばない、こういう目的を達することができると思ふわけでありませぬ。

この際政府並びに修正者であります両党代表に申し上げておきたいことは、中小商工業者の所得は、その事業の突進にかんがみまして、休日だからといって休むわけにも参りませぬ、時間外だからといつて作業を放棄すれば商売も成り立つていけません。だから極端な例をとれば、朝星夜屋、休日だろつと深夜業だろつと、むちゃくちゃに働いておつて辛うじて所得を得るわけでありませぬ。給与所得者は時間外に働けば時間外の手当がある。深夜に働けば深夜業の手当がある。休日には働けば休日の給与がある。それだから中小企業者と同じ密度の勤務を提供すれば、それだけ収入は多く得るわけである。中小商工業者は、その収入を得るためには、このような密度の高い勤務を提供してやうやくその収入を得ておる。従つてその密度の高い勤務に對して特別の経費を見てやるべきであるといふこの主張は、これははなはだよく透徹した理論であつて、いかに頭迷固

陋な諸君でも私は理解ができると思ふのであります。問題は、この給与所得者と事業所得者との免税点を権衡を保たせるために、この零細所得者に對して給与所得のそれに見合うやうな特別勤労控除の制度を設けて、生活費には税金の至らないといふ体制を確立するの意思はないかどうか。これをやり得ないといふ微税理論上の主張はいかなる事柄を理由とするものであるか。これを一つ明快にお示しを願ひたいと思ひます。

○渡邊政府委員 今度の修正案によりましての課税最低限の方の数字が、春日委員二十一万円とおっしゃいました。が、実はそれまで参りませぬ。十九万四千七百三十七円、夫婦子三人といふことになつております。

○春日委員 一万五千元入れておりますか。

○渡邊政府委員 入れております。一万五千元じゃないので。これは一万五千元でなく、五%ですから、たとえば所得が二十万円の場合には一万円なので、最高一万五千元になりませぬもので、すなわち、そういう意味で十九万四千円と申し上げました。そして春日委員のお話しは、現在の給与所得と同じ制度を中小企業の人には使つたらいいのじゃないか、結局給与所得と中小企業と同じレベルにおいて一つ控除を認めるべきじゃないか、こういう御議論のやうに伺ひました。ただこういう所得の算定において大きな違いがあることを、実は御理解願ひたいと思ひますが、給与所得の場合におきまして、現在は収入金額がそのまま、まず一応月給なら月給の高が基準になりまして、それか

ら一割五分を引いていく。この中には必要経費の要素が多分に入っているのです。中小企業におきましては、必要経費は全部差し引かして、そうしたものが事業所得になる。従って残ったものが給与所得になります。まして、給与所得の場合におきましては、もらった月給の中からやはり交通費も払わなければならぬ。役所に行くについてはいろいろな金もかかる。それはしかし一応見ませんで、月給の高を、まず月の手取りといいますが、年の手取りを出しまして、それから一割五分差し引いていく。中小企業者の場合におきましては、そうした意味の営業関係の経費というものは全部差し引いたところで所得が出ておる。この点もやはり進歩点がございまして、やはり給与所得というものについての控除というものは、そういう意味においてのいろいろなものがあるのじゃないか。この点を考えまして、完全に両方を一緒にするといわけにはいかないことを御理解いたしたいと思います。

○春日委員 それは根本において間違があると思うのである。問題はこういうことなのですよ。必要経費というものは、事業所得の方から落とすのはあたりまえだ。経費までも所得にされたらやっつけていけるわけはありません。商品代価とか仕入代金も支出になったら、いろいろな営業上必要などころの経費を利益から引いていくということ、そんなことは言わなくて当たり前です。ただ私の言っておきまは、それは、深夜業、それから休日出勤、残業手当、今中小商工業者は、とうふ屋さんだらうが、朝は六時に今きき、とうふ、とうふと売って歩かなければならぬし、牛乳屋さんだつて、四時か

ら起きて走っていかなければ、牛乳が腐って朝飯に間に合わない。そういうような時間外手当、こういうものを、今制度上においても、実際上においても、必要経費として見ようがないのです。彼らはそういうような密度の高い労働力を提供して今日の所得を得ている。それだからそれを必要経費として実際に引いて見なければならぬ。夜中に働いたり、あるいはまた夜が明けないうちに走って行けば、それはそれだけの経費もかかるし、それだけからだか、報酬といふか、とにかく給与所得者はそういう働きをすれば収入もふえていくのだが、中小企業者は、そういう働きをしてようやくそれだけの所得を得ているのだから、その所得を逆算して考えるときには、密度の高い労働力に對する目に見ざる、すなわち現実にとだけ費用がかかったかという証明のないところのその費用というものを、これはやはり特別勤勞控除というやうな形において控除してやる必要があるというところは、これはもう私だけの主張ではなくして、一般徴税學界における定説です。(笑)しかし時間

もこんな状態で、自由党たちも騒々しくて、あなたもさういふ帰つて暮夜ひそかに手をこまねいて考えたら、春日さんの主張はなるほど正しかったというところがわかるだらうから、いざれ税制調査会等ができて、こういう問題をよく検討されるときに、こういう正論は十分次期の改正の中に取り入れられることを強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

○横路委員 主税局長にお尋ねします

が、たくさんあるのですが、私は一つだけ聞きます。「社会保険料控除の実態調査」というものを配って下さいました。この中に印刷局、国鉄、専売と三つ列挙してあるわけですが、その金額はどの程度を取つたのですか。東京のを取つたわけですか。

○渡邊政府委員 それは東京のものを調べまして……

○横路委員 そうすると、たとえば国鉄の場合に、駅手は実際には選択控除の五割は全然だめ、改札係までもだめ、出札係は四・九五割で、ほとんどくらい、こうなっているわけですね。これを見ても、同じ現業官庁に勤めている下の方の低額所得者は、五割の選択控除には何ら恩恵を受けないというところが、これではつきりするわけです。もう一つ主税局長、あなたの出された資料は間違っていますよ。東京は御承知のように勤務地手当が二〇割ついている。ところが地域給は、全部ならしめますと大体一〇割しかついでない。だからあなたがここに出示された資料を全部一〇割、こういうふうにならして参りました国鉄の駅手の五・九一割というものは、実際には六・五割になる。東京の地域給の二〇割をもつてその給与総額にやつていけるのだから、こういうことになる。全国はこうでないわけですね。全国平均にしても一〇割、こうなると、前尾さんに次にお尋ねしたいのですが、どう考へても、低額所得者には何ら恩恵のない社会保険料の控除だということが、大蔵省主税局で出してきたものではつきりしたわけですか、あなたはこういうことを御存じで選択控除をおやりになったのですか。

それとも、低額所得者には何らかのプラスになるのではないかと思つてやつたのか、その点だけ聞いておきます。

○前尾委員 給与所得者の中で、もちろん五割をこしているものが相当あることは承知しているわけです。ただいろいろ給与の支給の方法なり、あるいは社会保険料の控除のや方についてはいろいろありますから、その部分的な面につきましては、ただいまおっしゃるようなことは当然起つてくるというところは予想しております。従つて選択していくのでありますから、五割以上の人は当然また五割以上引かれるのでありますから、大体全般的に考へて五割というところを一応押えれば、公平にいくんじやないかというふうな考へたのであります。五割をあまり上げますと、事業所得者なり、あるいは農業所得者におきましては、あまりにまた高くなり過ぎるという感じを持っております。

○内藤委員 動議を提出いたします。ただいま一括議題となつております所得税法の一部を改正する法律案外二法案、並びにこれらに對する各修正案に對する質疑は、この程度で終了せられんことを望みます。

○松原委員 ただいまの内藤君の動議に御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてただいま議題となつております三法律案、並びに三法律案に對する前尾三郎君外二十五名提出の修正案に對する質疑はこれにて終局いたしました。

引き続き三法律案並びに三法律案に對する修正案を一括して討論に付します。

○横山利秋君 私ここに日本社会党を代表しまして、所得税法、法人税法、租税特別措置法等の改正に関する政府原案、並びに、自由、民主両党の修正案に對し、強く反対をするものであります。

低額所得者の減税こそは、今次総選挙に當つて、与野党を問はず、声を大にして国民にたく公約いたしましたところでありまして、生活に苦しみ、重税にあえぐ低額所得者の心から期待をいたしているところであります。なかななく、給与から天引き控除される勤勞所得者の諸君は、昨年においても完全なる納税を行ひ、一銭たりともごまかすことなく、これが集積は一〇・七%の収入割合となり、実に三十七億五千五百萬円の増収をもたらしております。一方においてこの人々の負担率の軽減たるや、總所得額と総税額に關する大蔵省の二十三年と三十年と比較調査をもつていたしましても、二十三年を一といたしますならば、營業所得者が五割五分五厘の軽減となつており、農業所得者が七割三分八厘、勤勞所得者は一割六分二厘という低率にあり、その不均衡たるや、まことに言語を絶するものといわなければなりません。政府原案は、かかる状態に對し、所得税全般についてわずかに基礎控除の一萬円引き上げ、修正程度度の税率の變更、給与所得控除の限度の引き上げ、生命保険料の限度額の三千円引き上げをもつてした以外何もものないのであります。しかも政府は、この修正案において重大なる誤りを犯しました。いな、案外それが政府の本質であつたということができるかもしれませぬ。

これはかねて社会党のみならず、自由党においてすら、本委員会において鋭く追及せざるを得なかつたところで、すなわち限度額の引き上げに重点を置いた結果、低額所得者の減税であるべきものが、高額所得者のための減税という結果に相なつてゐる問題であります。二万円の人が百八十円の減税、五万円の人が一万円当り四百円の減税という非難の声は、単に院内のみならず、院外のあらゆる低額所得者の声となつたのであります。この一事をもつてしても、民主党政府の天下に公約いたしました低額所得者の減税は全くの空文であり、欺瞞きわまるものであること、明白と言わなければなりません。さすがに自民両党の修正案は、この非難に対し検討を余儀なくされた結果として出たと一応考えられます。ところがその骨格をなす選択課税制度は、これに輪をかけて時代に逆行し、源泉所得者に不利益を与え、高給者にさらに利益を与えようという結果をあえていたしております。修正案提案者が、果して慎重に税制の歴史的な経過を検討され、その及ばず結果を検討されたか、疑わざるを得ません。聞くところによりますと、自民両党幹部は、その実際の専門委員であるそれぞれの党の大蔵委員の反対と修正のとうとい意見を押し切つて強行されたものでありまして、まことに非民主的なことに一驚を禁じ得ません。

は所得控除の対象となること当然であり、今日まで何人も疑うところがなかつたのであります。今回の選択課税制度は、この世界の大勢と日本の国民の熱望に反し、月収の五割以上の社会保険料をにかけている者は、それだけ今回の所得控除の恩恵を受けられないのであります。掛金をかけている者が損をうとも、掛金をかけていない者が損をし、口に社会保険の充実強化を叫ぶ自民両党の正体、ここに見えたりと言わなければなりません。まさに言語道断と言ふべきであります。いわんや給与所得者は、年末に集中してこれが調整をされる結果、官吏の中で年末の取りに思いがけないアンバランスを生じ、高給者の手取りが昨年よりぐんと多いという結果も各所で生じかねず、国鉄、専売、電通等の共済組合の長期給付に加入し、月額七、九割程度の掛金を支払つておられます約八十万以上の労働者には、この制度の恩恵はほとんどいささかも適用されないというので、まことに珍事態、痛痒すべき事態が生ずるのであります。われわれは当委員会において幾たびもこれを指摘し、提案者に再度の検討を求めました。しかるにその誤まりを腹で理解されながら、面子にかられておられるがごときことはまことに遺憾にたえません。この一事をもつてしても、自民両党の今次の修正案は断じて賛成しあたわざるものがございます。ここにわが党は勤労控除率現行一五%を二〇%に引き上げ、税率を根本的に修正し、真に低額所得者の大減税をする決意を重ねて明らかにしておきます。重要な問題は、中小企業の減税公約の実現であ

ります。中小企業の各位が、租税特別措置法による大企業の特典との均衡を絶叫して以来、すでに幾久しいものがござります。今日まで一率に四二%の税率制度につきましては、何人もその誤まれる大資本家擁護の税制を痛難をいたし、わが党の主張に賛成を導き参りました。貸し倒れ準備金、退職引当り金、価格変動準備金、海水準備金、違約損失補償準備金、異常危険準備金、特別修繕引き当り金、輸出損失準備金、輸出所得特別控除、特別償却、免税物品、免税所得等々、損金に切り落され金額は二十八年度をもつても千四百二十九億、減税額はまさに六百億に達すると推定をされます。これらは政府が何と言おうと、大企業が独占してその恩恵にひたり、その結果、今日までの表面上の税率は四二%でありましても、大企業の実効税率は二六%にまで下つてゐるといわれてゐるのであります。

これらの主張に対し、政府は強弁をせよめ、中小企業のための税率改正に反対して参りました。しかしさすがに自民両党修正案は、ほうはいたる全国中小企業の諸君の声に押され、これが提案をいたしました。その額たるや、所得年額五十万以下というまことに微々たるものでありまして、これをもつて中小企業に対するといふことはおこがましいものと言わざるを得ません。日本社会党は、全国中小企業連盟、法人会、減税公約実行促進全国業者大会の痛切なる要求を支持し、少くとも所得二百万円以下の中小企業者は三五%の税率に、所得四百万円以下三七%

に、四百万円以上は四〇%にすることを主張いたして参りました。同時にこの際、先刻申しました大資本家擁護の悪法たる租税特別措置法に根本的検討を加え、一部を除いて全廃をいたすべきことを強く主張するのであります。まことに租税特別措置法ほど、働かずべての国民の怨嗟の的となつてゐるものはありません。これあるからこそ、払える力に応じて税金を払うという租税原則は破れ、空虚なる美名に隠れて、払える者が安く、払えない者が重くという事態が各所に山積してゐるのであります。預金利子を七月一日から免税にする政府原案などは、まさにその最も著しいものでございましょう。政府与党は、今ちまたの床屋さんやおふる屋さんの洗髪場で国民大衆が言つてゐる声を聞いてゐるではありませんか。これらの働く国民の諸君に対し、政府は資本蓄積のためだといふことで納得させられると信じてゐるとしたから、まことにその誤まりはなはだしきを指摘しなければなりません。しかし働く国民をさらに驚かしたことは、この預金利子の免税に反対するがごとき態度をしてゐた自由党が、突如としてこの法案に賛成するばかりか、さらに配当所得の免税税率を二五%から三〇%に引き上げることを提案し、民主党はまた大蔵大臣の当委員会での明確なる言明を裏切つて妥協したことであります。この結果、配当所得は百二十四万円まで一文も税金がかからないという事態と相なるのであります。私どもは今公務員、民間労働者を問わず、夏季手当五千円以下を免税にすること、深夜働くおまわりさん、看護婦さん、交通労働者、民間労働者諸君に、せめてシナそば二はい、七十円分を免税することを提案いたしております。また他の委員会では、中小企業擁護の法案を提案いたしておりますが、政府並びに自民両党の諸君に対し、この際働く各階層の痛切なる叫びに耳を傾けることを心から要望したいと思つてゐます。税制は複雑です。政府与党が公約した税制の徹底的簡素化は、今年度は片鱗も実行されておられません。税制は難解で、国民にはよくわかつていません。しかしそれなるがゆえにうつけさした憤りが絶えず内こうし、爆発する要素が秘められてゐるのであります。公約が誠実に履行されることなく、かえつて大金持ちを擁護し、不勞所得者に対して減税となるがごとき法案を提出されるに及んでは、私は心からその前途を案ずるものであります。本年二月フランスで七十万の小売商、職人たちが納税拒否の反税闘争を行つたとき、わが国民の大多数が非常な興味を持ち、その真相を知りたかつたことを想起するものであります。指導者であるピエール・ブラジャードを支持するフランス人たちは口々に、今の税制はいたずらにわずらわしい書類手続を必要とする上に、小売商にとって不公正な点が多過ぎる。さらに何日も徹夜で納税申告書を作成し、完納すれば破産してしまつてゐたのであります。またたく間に全フランスに波及したのであります。私どもは、納税は国民の義務と信じます。同時にそのためには、負担力に応じた税制、わかりやすい税制の大原則を貫かなければなりません。ここに日本社会党は、かかる原則に反する今日までの税制に対し、さら

に矛盾を増加する今回の政府原案、民主、自由両党の修正案に対し、まっとうから反対し、中小企業、農民、労働者、市民の各勤労階層のための真の減税を行うべきことを主張いたします。民主主義は多数主義が原則であり、従って私どもがあらゆる努力をして反対したにもかかわらず、その修正案は、多数を要する自民両党の提案はいまや本委員会を通過しようとしております。しかしながら本委員会を通過し、かりに国会を通過いたしましたとしても、真に働く国民の心を通過することは困難であると私どもは確信をいたすのでありまして、必ずや近い将来、かかる税法を根本的に改革される日が国民の声となってくるであらうことを予言し、反対討論といたす次第であります。(拍手)

○松原委員長 ただいまの横山委員の討論中に、不穏当と認められる言辭があったやに思われますので、後刻速記録を調べまして、不穏当な発言であれば、これを取り消させ、会議録より削除することにいたします。

○大平委員 私は、自由党を代表いたしまして、ただいま議題になつております三税法案につきまして、賛成の討論を行いたいと思ひます。

大抵の根本の構想といたしましては、民主党内閣は、前内閣時代にありました税制調査会の答申の線に沿つておるわけでございます。比較的新奇をてらいたがちな鳩山内閣が、この点につきましては、じみちにわれわれの遺産を相續していると感じられますので、いささか敬意を表したいと思ひます。

今横山君から討論されました二、三の問題点につきまして、私どもの立場をはつきりしておきたいと思ひますが、まず各種の特別減税措置でございますが、これは税制の正常化という観点から申しますと、われわれも租税原則を無視したようなごういつた制度に對して賛成であるわけではございません。しかしながら税制は、横山君も指摘されました通りに、歴史的なものでございまして、また日本経済の現段階に即したものでなければなりません。資本の蓄積、あるいは輸出の増強というふうなことが今日の急務でありますこと、横山君もよく御承知の通りだと思つてございまして、ごういつた要請にこたえて、これに奉仕するのが税制の任務の重大な一つであらうと思つてございまして、いましばらくの間、ごういつた特別減税措置によりまして、資本の蓄積と経済基礎の増強をはかることが、わが国の経済を豊かにし、勤労大衆の生活水準を高める根源になるものと確信いたしますので、租税原則上からは許しがたいものでございまして、日本経済の現状に照らしまして、しばらくの間余裕をもつて見なければならぬものと確信するのをごさいます。預貯金利子の免税につきましては、これまた租税原則上から許しがたいものでございまして、特に預貯金の保護というものは、インフレの上昇期におきまして、總體的に不利な預貯金を保護しようということ、国民貯蓄の増強をはかるという点に主眼があるのであります。今日の日本の経済の段階におきましては、ごういつた措置を講じなくとも、すでに預貯金形態における資本の蓄積が顕著な増強

を見ておりまして、最近の銀行預金の増強も、前半期の約倍になつております。しかしながら、なお預貯金形態における国民貯蓄の増強という問題は、戦前に比べますと、依然としてまだ半分程度にすぎませんし、かつ企業並びに金融機関のオーバ・ローンの症候は、十分にえいているとは申しかねるのでございまして、ごういつた時限立法をもつて、預金利子の免税をささげようという政策も、あながち否定すべきものではないと私どもは感ずるものでございまして、今度修正案に盛り込みました選択的な経費控除の制度につきましては、痛烈なる御批判がございまして、私は、ごういつた主張は全然的にはずれたと思つてございまして、なほい保護を受けておる方々、ごういつた方々の現有的利益を剝奪しようという大組織をもちまして、ごういつた人事管理部門をもちまして、ごういつた恩典を十分に受けられるところの大組織の勤労者、ごういつた方々に比べまして、中小企業者、農民並びに未組織の恵まれない勤労大衆の方々を、この恩典に浴せしめようという熱心でございまして、ごういつた点は、社会の諸君も心から歓迎し、共感をいだくことに違ひないと思ひますのでございまして、よく制度の本質につきまして御検討、御研究願いますれば、われわれの真意が十分御了解がつかむものと思つてございまして、

という緊切な問題を若干取り上げておりました、私どもは、ごういつた改正につきましては、覚をあげて支持するにやぶさかでないことを申し述べまして、私の討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○松原委員長 平岡忠次郎君。○平岡委員 現在日本の国民大衆に對して、税負担軽減のための絶対的答は、軍事費の削減、削減に帰着いたした。しかしこの委員会においては、租税制度のうちに、これが軽減の相対的答を打ち出すことが課題であります。私はこの回答の主軸をなすものが、疑いもなく租税特別措置法等によつて此護せられて、特定階級、または特定大企業のための偏向減税制度を廃止することであると考へるものであります。年間六百億前後に上る恩典減税額を取り戻して、生活苦にあえぐ低額給与所得者、中小企業者、農民等の恵まれない階層の税負担軽減の資に回す措置こそ、当面のわれわれの最大の義務であると思ひます。私は日本社会党を代表して、この見地から、ただいま議題となり、政府提出の三税法の改正各案並びにこれらに對する自民両党による修正案に關し、反対の意思を表明せんとするものであります。

このたびの税制改正は、低額所得者の税負担の軽減、住宅建設の推進、輸出の振興並びに資本蓄積を推進するたため、税の軽減をはかることを中心課題とすると称せられております。政府案において三百二十七億円の減税は、七月一日から実施を予定してゐるもので、これは平年度化すると五百十四億円の減税ということで、一応

公約実現を誇示しているわけでありましょう。他方一千億円の減税を公約した自由党が、民主憲法約五百億円の實現におくれをとらじと、与党民主憲法に力をつけて、いわゆる自民両党による修正案として、さらに今年度分六十七億円の追加減税をはかり、總計において平年度六百五十五億円の減税を行うべきことをきめていられるのであります。減税の額面に関する限り、まことにりばな見上げたものであります。しかしながら国民大衆は、政府案の直接税三百二十七億円の減税にすら、間接税二百七十億円の、大衆取奪が企図せられていられることを見抜いておられます。しかもこの大衆取奪の犠牲の上に打ち出された今回の直接税軽減は、内容的に見て、真に低額所得者を擁護する類のものではなく、逆に、金持ちのため偏向減税を指向する度合いが強過ぎるのであります。私はまず所得税に關する反対所見から申し述べます。

今回の政府改正案と自民両党の修正案とを比べて見れば、われわれのかねてからの主張である、給与所得者標準家族年収二十四万円まで非課税に近い線が打ち出されれば来ましたが、まず消費税の累増によつて、減税の實際効力が家計の上に現われてこないこととおそれるのであります。片方で与えるが、片方で取る。あたかも降鼻術のために、しりの肉を切つて鼻の頭に乗せるようなものであります。個人事業者、農民等にはいかにございまして、うか。これらに對しても、もとより基礎控除引き上げとか、選択経費控除の創設等による税の軽減がうたわれておりますが、これまた税率を下げて査定を増すという例の奥の手が残つてお

第一類第五号 大蔵委員会會議録第二十三号 昭和三十年六月二十二日

り、減税の実現は必ずしも保証の限りではないのであります。

所得税の改正案そのものの重要事項について、順次批判を進めたいと存じます。基礎控除を現行の七万円から八万円に引き上げ、給与所得控除限度を四万五千円から六万円に引き上げることは異論はありませんが、政府の公約せる低額所得者に真にフェアヴァを与えるためには、むしろ課税所得に対する税率を要する必要があると存じます。すなわち課税所得の適用区分のうち、第一区分三万円以下を一五%という高率でスタートせしめていることが、いわゆる低額所得者の税軽減を妨げている要因でありますから、少くとも最初の税率の三段階、すなわち、百分の十五、百分の二十、百分の二十五とあるを、それぞれ一〇%ずつ引き下げ、百分の五、百分の十、百分の十五程度に減すれば、低額所得者に厚い減税の目的は的確に達せられるのであります。当然のことながら、そのかわり、これだけでものすごい減取となるので、おそらく政府の容認しがたいところであります。平年度五百億円の穴があくからであります。低額所得者の減税公約に真に忠実であれば、国家収入に大穴があき、あちらを立てればこちらが立たずというジレンマから、およそ公約と縁の遠い減税案の提出を行い、自由党の委員からすら低額所得者減税の虚偽なることが指摘せられてゐるのであります。この宿命的とも言えるジレンマは、戦後わが国の税制が不当にも大衆取奪をその基調としており、その取奪は範囲が広範にわたり、戦前に比較し異常にまで根を張っていることを裏書きしているのであります。今回の

改正案をもつてしても、所得税納税者の数は八百万人もありまして、昭和十一年の百万人に比して、八倍の多きがなぞ苛敷請求の対象となつてゐるのであります。別言すれば、わが国の中小企業者、農民、勤務大衆は、生活のぎりぎりの線で、日本経済をささえる人柱となつて耐えていることを物語つてゐるのであります。

かかる実情でありますから、わが国の租税政策は、社会人心の帰趨からいつても、せめて租税公平の大原則は、これを強く貫かなければならないのであります。われわれは、租税制度を扱ふ上において、このことを銘記してかからなければなりません。現在勤労大衆、低額所得者の租税軽減主張が一進一退、その進展をはばまれてゐる一方において、金持ち擁護政策が、資本蓄積、輸出振興等の経済政策ないし産業政策の美名のもとに、理不尽にも租税原則を侵害してはばからないものがあることは、真に遺憾千万に存じます。特に今回の政府案の預貯金利子課税免除のごときは、たとひ二九年の時限立法とはいへ、国の内外を問わず皆無の悪事例でありまして、これをあえて押し切つたと聞く一萬田蔵相の良識を疑うものであります。所得あるところに税ありの租税理論から見れば、高額の預金をして不勞所得の利子を得る人が、利益限りの免税の恩恵を受け得るというのであるから、まさに横紙破りの悪立法であります。しかも分離課税となつてゐるのであるから、あとで総合課税されることすら絶対にならないのであります。国民大衆が重税に歯を食いしばつて、耐えがたき苦痛を背負つてゐるときに、かくのごとき不当免税は

許され得ないのであります。しかも私どもが指摘しなければならぬことは、この不当は、ひとり一萬田蔵相のみに帰せられるべきではないということでありまして、これは、自由党政府時代より保守政党が累年資本蓄積の美名のもとに演じ來つた、金持ちのための税適脱の破廉恥な一連の立場である点に注目しないわけには参りません。すなわち十九国会において恒常財産税としての富裕税を廃止して、相続税通脱の敷石に成功して以來、一群の脱税合法運動者の群れは、総合課税の累進の高率を免るるために、有価証券取引税なる比例課税に置きかえ、無記名定期預金制度の創設によつて財産の所在をくらまし、かつは預金利子に源泉選択分離課税の道を開いて、高率課税を免れ、しかも逐年その税率を低下せしめて、ついに今回預貯金利子所得免税という世界に比類のない悪法の制定となつたのであります。そののみならず、今回この破廉恥な悪法制定に対し、資本蓄積上競合関係にあるから困ると称し、配当控除率をもたまたま百分の三十に引き上げ、配当所得百二十二万円まで非課税という、おそるべき改悪措置の行われたことも注目に値するものであります。類は類を呼ぶ、悪法の制定が他の悪法を呼んだ悲しむべき事例といはなければなりません。ともあれ金融界では、この免税措置によつて預金が四百億円程度ふえるであろうと期待してゐるやうであります。預金利子非課税法案は、資本蓄積に藉口した金持ち本位の脱税擁護法案であると同時に、一萬田蔵相就任の金融界に対する引出物でなければ幸いであります。利子所得

非課税は、その内実がいかなる意味を持つのでありましようか。銀行融資を受け得ない中小企業者にとつて、利子免税による銀行資金の充実のごときは、縁の薄い事柄であります。いわゆる預金者として、中小企業者、給与所得者等は、この利子所得免税の直接的利益を受くこともほとんどないのであります。すでに国民貯蓄組合に入ることにより、一口十万円まで非課税の道は開かれております。従ひまして、十万円以上の預金をもつてゐる人か、預金をなし得る人へのみ通用し得る今回の恩恵措置であります。

大蔵省の三月三十一日現在、全国銀行金額別預金調べによれば、預金総額二兆八千二百五十八億円中、一口十万円未満の小額預金に属するものはわずかに四千五百二十九億円、全体の一七・四%にすぎず、自余は十万円以上の大口であり、しかも総預金の六一・九%の圧倒的部分は、一口五十万円以上一千万円をこえることもまれでない大口預金をもつて占められてゐる事実を指摘しなければなりません。蔵相は当委員会、利子の免税によつて国民の勤儉貯蓄を奨励し、これをもつて銀行預金を確保し、産業活動を盛んならしめ、完全雇用の実現を期するなどと、この悪法のジャスティフィケーションを試みられたが、これは風が吹けばおけ屋がもうかる式の迷説であり、産業活動、企業活動を盛んならしめるための資本蓄積なら、直接的な資本蓄積になる法人税の軽減の方がまだよほどまゝであります。しかもかかる間接的な資本充実奨励方式は、金融の産業支配を馴致するおそれなしとせぬ点からも容認しがたいことであります。

次に、低額所得者課税軽減に関し、いわゆる選択控除の問題であるが、この改正案は、低額所得者一般を利すべきものとして、ないよりはましというていのものであります。もし給与所得者に酷な税制上の不備を埋めるという目的からこれをしたとするならば、的はずれな修正であり、再修正を要します。すなわち給与所得者は、すでに社会保険料として平均三・三%の控除を受けてゐるから、これを選択しても一・七%の利益しか受けられないが、農民、中小企業者等は、五%の利益を新たに受けるのであるから、せめて勤勞所得控除率を二%程度引き上げる措置が至当であると主張せざるを得ないのであります。

以上の所得税法改正案に対する反対討論に引き続き、簡単に法人税法改正案並びに租税特別措置法改正案に対する反対の所見を申し述べます。

法人税は、昭和二十七年、朝鮮プームを理由として税率の引き上げを行ひ、四二%となり、それが遠因となつて、今日のような不均衡な負担関係を作り上げてゐるのであります。すなわち昭和二十七年の法人税引き上げは、朝鮮プームという一時的現象を事由として行われたが、朝鮮に平和が立ち返り、特需景気が後退した後も、中小法人の怨嗟をよそに、依然としてその高率四二%を保持して、その間、資本蓄積、輸出振興等の旗じるしを振りかざす大企業の減税要求に対しては、そのつど準備金、引当金、特別償却等による個別減税措置に出て、偏向的にこれに応じたのであります。かくて大企業、特定企業等は、租税特別措置法

の法制化に成功をおさめ、実効税率において大幅な軽減を獲得しているのがあります。大蔵省の調べによれば、この点は横山君も触れられましたが、貸し倒れ準備金、退職給与引当金、価格変動準備金、湯水準備金、違約損失補償準備金、異常危険準備金、特別償却引当金、輸出損失準備金、輸出所得特別控除、特定機械の特別償却、重要物産免稅等の一連の特別減稅措置によつて、二十八年度において損金に落された額は、合計千四百二十九億円、これによる法人稅の減稅額は六百億円余りであり、二十九年度においても、損金に落された合計は千七百五十億円、これによる法人稅の減稅額は四百五十億五千万円に上つてゐるのであります。なお中小企業庁最近の調べによると、大法人の實効税率は、五大銀行において二・五%、電力八社二四・七%、石炭五社二七・三%、鉄鋼九社二九・七%であり、本来の税率四二%に比してすさまじい特惠ぶりが示されてゐるのであります。

今や租稅不公平に對する大衆の不満は爆発寸前にあります。私は社会人心に悪影響を及ぼすところの偏向減稅、すなわち租稅特別措置法はすみやかにこれを廢止すべきものと主張せざるを得ないのであります。少くとも時限立法の本然の姿に返し、以後年限の延長は一切これを認めず、通算三年をこえての立法はまかりならないという不文律を作るべきことを主張いたします。

再発足を伝えられる税制調査会が、以上の論述で触れた各項に注目を払われて、税負担公平の原則を貫く立派な答申が生み出されるよう期待いたします。

して、私の反對討論を終ります。  
○松原委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

まず所得稅法の一部を改正する法律案について採決いたします。初めに本法律案に對する前尾繁三郎君外二十五名提出の修正案について採決いたします。この修正案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○松原委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。  
次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○松原委員長 起立多数。よつて所得稅法の一部を改正する法律案は、前尾繁三郎君外二十五名提出の修正案のごとく修正議決いたしました。  
次に、法人稅法の一部を改正する法律案について採決いたします。初めに本法律案に對する前尾繁三郎君外二十五名提出の修正案について採決いたします。この修正案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○松原委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。  
次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○松原委員長 起立多数。よつて法人稅法の一部を改正する法律案は、前尾繁三郎君外二十五名提出の修正案のごとく修正議決いたしました。  
次に、租稅特別措置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。初めに本法律案に對する前尾繁三郎君外二十五名提出の修正案について採決いたします。この修正案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○松原委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。  
次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○松原委員長 起立多数。よつて租稅特別措置法等の一部を改正する法律案は、前尾繁三郎君外二十五名提出の修正案のごとく修正議決いたしました。  
この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました三法律案に對する委員会報告書の作成、提出等の手續につきましては、委員長に御一任を願つておきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。  
本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十五日午前十時より開会することといたします。本日はこれにて散會いたします。  
午後一時二十九分散會

租稅特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年六月二十五日印刷

昭和三十年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局